ショートステイサービス　み春野れんげの丘
重要事項説明書

1．事業者の概要

法　人　名	社会福祉法人　高志会
法人所在地	大阪府高槻市三島江４丁目 38 番７号
連　絡　先	電話番号　０７２－６７７－５８８８ ﾌｧｯｸｽ　　０７２－６７７－５９２７
代表者氏名	理事長　　高橋　弘充

2．施設概要

施設の名称	ショートステイサービス　み春野れんげの丘		
指定番号	千葉市　第１２７０２０４０９０号		
施設の住所	千葉県千葉市花見川区宇那谷町 182-2		
連絡先	電話番号　０４３－３０６－５０２１ ﾌｧｯｸｽ　　０４３－３０６－５０２２		
相談担当者名	浦　綾子		
指定年月日	令和　７年４月１日		
入所定員	30 名		
ユニット数	２ユニット	ユニット定員	15 名
通常の送迎実施地域	千葉市（花見川区・稲毛区・美浜区） 佐倉市・八千代市・四街道市		

3．事業の目的及び運営方針

事業の目的	短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために、老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定短期入所生活介護の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び充実を図る事を目的とする。
運営方針	① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ② 関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ③ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する行政や他の保険医療サービスまたは福祉サービス事業者等との密接な連携に努める。 ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じるものとする。

4. 職員体制・職務内容について

管理者	角　静香

職種	職 務 内 容	人員等
管理者	① 従業者の管理及び入所申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ② 従業者に、法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。 ③ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得て交付する。 ④ 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行う。	常勤　1 名
医師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。	非常勤 1 名
生活相談員	① 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。 ② それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	常勤　1 名
看護職員	① 利用者の心身の状況等の把握を行い、健康管理や静養のための必要な措置を行う。 ② 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて必要な看護を行う。	常勤　1 名
機能訓練指導員	短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。	常勤　1 名
介護職員	短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の世話を適切に行う。	常勤 10 名以上
管理栄養士	献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。	常勤　1 名
調理員	食事の調理を行う。	業務委託
その他職員	事務等、その他業務を行う。	常勤　3 名

5. 提供するサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成	① 利用者に係る居宅介護支援事業者作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状態等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 ② 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付します。 ③ それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

<table>
<tr><td>利用者宅への送迎</td><td>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</td></tr>
<tr><td>食　事
栄養管理</td><td>① 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の心身状態及び嗜好に配慮した適切な食事を提供します。
② 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
③ 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して介助を行います。また、嚥下困難者の為の刻み食、流動食等も提供します。
⑤　食事時間
<table><tr><td>朝　食</td><td>7：00～ 8：30</td></tr><tr><td>昼　食</td><td>11：30～13：00</td></tr><tr><td>おやつ</td><td>15：00～</td></tr><tr><td>夕　食</td><td>17：30～19：00</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>入　浴</td><td>① 事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴又は清拭を週２回行います。利用者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。
② 寝たきりの状態であっても特殊機械浴槽・シャワー浴槽を使用して入浴することができます。</td></tr>
<tr><td>排　泄</td><td>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限利用した援助を行います。</td></tr>
<tr><td>更　衣</td><td>介助が必要な利用者に対して、1 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。</td></tr>
<tr><td>移動･移乗</td><td>介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</td></tr>
<tr><td>服薬介助</td><td>介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</td></tr>
<tr><td>機能訓練</td><td>① 利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。
② 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</td></tr>
<tr><td>レクリエーション</td><td>利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた活動の場や季節に合わせた行事・レクリエーションを提供します。</td></tr>
<tr><td>健康管理</td><td>①　血圧測定・検温等による日常的な健康管理を行います。
②　介助が必要な利用者に対して、配薬された薬の確認、服薬介助、内服確認を行います。
③　利用者の病状が急変した場合には、医師の指示を受けて必要な看護を行います。</td></tr>
</table>

その他自立への支援	① 寝たきり防止のため、利用者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 ② 清潔で快適な生活が送れるよう、個人としての尊厳に配慮し、適切に整容の援助を行います。 ③ シーツ交換は週１回、寝具消毒は月１回行います。

6. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（以下の金額は、１日あたりの自己負担分です。）

地域区分別１単位の単価＝10.83 円（3 級地）　＊端数処理の為、多少金額が変動します。

要介護度	基本単位	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護１	704	763 円	1,525 円	2,288 円
要介護２	772	836 円	1,672 円	2,508 円
要介護３	847	918 円	1,835 円	2,752 円
要介護４	918	995 円	1,989 円	2,983 円
要介護５	987	1,069 円	2,138 円	3,207 円

(2) 各種利用料金

加算項目	基本単位	利用者負担			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
看護体制加算（Ⅰ）	4	5 円	9 円	13 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7 円	13 円	20 円	1 日につき
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18	20 円	39 円	59 円	1 日につき
機能訓練体制加算	12	13 円	26 円	39 円	1 日につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	11 円	22 円	33 円	1 月につき
若年性認知症受入加算	120	130 円	260 円	390 円	1 月につき
療養食加算	8	9 円	18 円	26 円	1 回につき
送迎加算（片道）	184	200 円	399 円	598 円	1 回につき
緊急短期入所受入加算	90	98 円	195 円	293 円	7 日以内
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	所定単位数の 172/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

※　看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

※　サービス提供体制強化加算は、厚生労働省が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※　夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※　機能訓練指導員加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。

※　ICT 機器の活用や業務プロセスの見直しなどを通じた生産性向上の取り組みを推進し介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る取り組をしている場合に算定します。

※　若年性認知症受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。

※　療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に、1 日につき 3 回を限度として算定します。

※　送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※　緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族等やむを得ない事情がある場合は 14 日間を限度とします。

※　介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※　（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(3) 食費・居住費

利用者 負担段階	居住費 負担限度額	食費 負担限度額
第１段階	８８０円／日	３００円／日
第２段階	８８０円／日	６００円／日
第３段階①	１，３７０円／日	１，０３０円／日
第３段階②	１，４７０円／日	１，３６０円／日
第４段階	２，１００円／日	１，８００円／日

※　食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※　食事は、朝食 400 円、昼食 700 円、おやつ 100 円、夕食 600 円とし、1 食単位で費用の支払いを受けるものとします。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	行事代 クラブ活動費	利用者の希望、選択によって提供されるレクリエーション、行事、クラブ活動参加費としての材料費等	実費
2	理美容代	理容・美容サービス料金 （第 2 火曜日来訪予定）	カット：2,200 円 カット・顔そり：2,750 円 パーマ・カット：7,150 円～ 白髪染め・カット：7,150 円～ （税込）
3	日用品費	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適	実費

		当であるものに係る費用	
4	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	30 円／日（税込）
5	コピー代	書類等の複写料	１枚 10 円（税込）
6	特別食	利用者の希望により提供した場合	実費
7	送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づく送迎に要する費用	実施地域を超えたら片道 1,000 円（税込）
8	交通費	体調不良時、当施設職員が同乗し救急搬送となった場合、施設へ帰設するための交通費	実費

(5) キャンセル料について

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させて頂きます。

但し、利用者の病状の急変や急な入院など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は請求いたしません。

利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
利用予定の前日にご連絡の場合	利用者負担金の 50%を請求いたします
利用予定の当日までご連絡がない場合	利用者負担金の 100%を請求いたします

7. 利用料等のお支払い方法

お支払い方法は、金融機関口座からの自動引落し（利用月の翌月 27 日、27 日が休日の場合はその翌日）となります。毎月末日で締め、１月ごとに計算し請求しますので、引落し日までに引落し口座の残高確保をお願いします。引落し確認後に、領収書を発行しますので、必ず保管されますようお願いします。

8. 契約の解除

事業者は、次の場合において、利用者に対し 30 日間の予告期間をおいて、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

②利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。

④その他上記に類する行為があった場合。

例示　＊利用者からの本契約に定める介護福祉施設サービス以上の要望やサービスに対する過度な助言等に対し、事業者が努力、善処を行ったが、その要望や助言に対して応えることができないと判断した場合。

⑤利用者が正当な理由なく利用料の全部または一部を２ヶ月以上連続して滞納した場合で、かつ事業者が相当期間を定めて支払うよう催告したにもかかわらず期間満了までにこれを支払わない場合には、事業者は本契約を解除することができます。

・前項②③④の場合においては、事業者は、速やかにその判断を利用者に告げるものとし、利用者は異議を述べる機会を与えられるものとします（１週間以内)。
・前項の場合、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保について必要な調整を行うよう努めることとします。

9. 協力医療機関等について

医療を必要とする場合は、利用者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、下記の医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【嘱託医】

医療法人社団 幸有会 幸有会記念病院	医師名：　松土　尊映　医師 所在地：　千葉市花見川区犢橋町 77-3 電話番号：　043-259-3210 診療科：　内科

【協力医療機関】

医療法人社団 幸有会 幸有会記念病院	所在地：　千葉市花見川区犢橋町 77-3 電話番号：　043-259-3210 診療科：　内科・外科・整形外科・婦人科・泌尿器科・皮膚科 麻酔科・リハビリテーション科・精神科

【協力歯科医療機関】

医療法人社団　高輪会 八千代デンタルクリニック	所在地：　八千代市村上南 1－3－1 電話番号：　0120 - 648－714 診療科：　歯科

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 身体拘束等について

当施設は、身体的拘束適正化委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

①「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心

身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録します。

(1) 緊急性・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

②入所者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

③身体拘束の解除（改善方法)、期間の見直し等についての検討を行い、その結果を入所者又はその家族に説明し、同意を得ます。

12. 非常災害対策について

①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者）	介護課長　大竹大

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。

③地域の協力機関と防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。

④定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。

避難訓練実施時期：(毎年２回)

⑤防災設備等

設 備 名 称
スプリンクラー・誘導灯・非常階段・自動火災報知機・非常通報設備 防火扉・シャッター・屋内消火栓・ガス漏れ報知機・自家発電装置

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

14. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

④事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに医師、医療機関等に連絡し応急処置を行うとともに家族及び代理人に連絡します。必要がある場合は市町村（保険者）その他関係機関に報告します。

⑤事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

⑥事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

15. 損害賠償について

1　当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設はその責任の範囲においてその損害を賠償します。ただし、その損害の発生については、利用者に故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減あるいは免責されます。

2　事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況、病歴等及びサービス実施のため必要な事項に関する聴取について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が発生したとき

(3) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が生じたとき

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 入所者及びその家族に関する秘密の保持について

・事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。
ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関に利用者の心身等の情報を提供します。

・施設は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします

② 個人情報の保護について

・事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

・事業者は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

17. 衛生管理等

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

19. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

20. 相談・苦情窓口について

①苦情処理の体制及び手順

・提供したサービスにかかる入所者及びその家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

・相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制手順は以下のとおりです。

1) 苦情・要望の受付：状況を詳細に把握するように、相談苦情管理対応シートを作成し、管理者、苦情相談窓口担当に報告します。必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し事情を確認します。

2) 解決策の検討　：職員を収集して会議を開催し、原因・要望を確認します。問題点と解決策について共通意識をもって、統一した対応、対策を講じます。

3) 報告・記録　：苦情申出者に対応策を含めた結果を報告し、誠意をもって話し合い、解決に努めます。必要に応じて行政機関にも相談・報告を行います。
サービス向上等の実効性確保のため確実に記録します。

②相談・苦情の窓口

○事業者の窓口

苦情受付担当者	浦　綾子
苦情解決責任者	角　静香
電話番号	０４３－３０６－５０２１
ﾌｧｯｸｽ番号	０４３－３０６－５０２２
受付時間	９：００　～　１７：００

○第三者委員

石神　敏明　（電話番号　０４７－４６２－２０２１）

小山　哲也　（電話番号　０７０-４２９９－９６４０）

○行政機関その他の苦情受付

千葉市役所　介護保険事業課	所 在 地　千葉市中央区千葉港 1-1 電話番号　043-245-5256 受付時間　8:30～17:30（土日、祝日、年末年始を除く）
千葉県健康保険団体連合会国 （苦情処理係）	所 在 地　千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号　043-254-7407（苦情相談専用） 受付時間　9:00～12:00、13:00～17:00 （土日、祝日、年末年始を除く）

21. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	有	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	(無)		

22. その他施設サービス利用における留意事項について

面会	面会時間は、13：00～16：00 です。面会にあっては、事務所窓口にて「面会カード」に必要事項をご記入ください。感染症予防対策の一環として、面会制限や発熱、咳、嘔吐等の症状がある方の面会をお断りする場合もありますのでご了承ください。
外出	外出を希望される場合は、あらかじめ所定用紙で届け出てください。
火気の取扱い	防火管理上、使用を禁止します。
設備・備品の使用	本来の使用法に従ってご使用ください。これに反した使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
所持品の持込	所持品には、記名をお願いします。火気類・刃物類は持込禁止です。金銭・貴重品の管理は、自己管理を基本としています。防犯上、多額な金銭や高価な貴重品等は持ち込まないでください。
食べ物の持込	差し入れ等は職員がお預かりしますが、食べきれる量にして頂くようお願いします。
電化製品等の持込	必要な電化製品等の持込は可能ですが、防火管理上または周囲への影響等から、持込時には相談のうえ使用を制限させて頂く場合があります。また使用しない時期には、持ち帰って頂きます。
ペット	ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。 面会時にペットをお連れになる場合は、事前にご相談ください。
喫煙	健康管理上、原則禁止とします。
飲酒	栄養管理上、原則禁止とします。
その他	施設内で他の利用者に対する営利行為、宗教・政治活動は、一切禁止とします。けんか、口論、泥酔、薬物乱用など他人に迷惑をかける行為や施設の秩序・風紀を乱す行為、安全衛生を害する行為、自己の利益のために他人の自由を侵害・排撃する行為等を禁じます。

重要事項説明の年月日

令和　　年　　月　　日

サービスの締結にあたり、上記の内容について利用者に説明を行いました。

＜事業者＞

所　在　地	千葉県千葉市花見川区宇那谷町 182-2
法　人　名	社会福祉法人　高志会
代 表 者 名	理事長　　高橋　弘充　　印
事 業 所 名	ショートステイサービス　み春野れんげの丘
説 明 者 氏 名	印

（附則）令和７年４月　１日　　実施　　令和８年８月１日　一部改定
令和８年３月　１日　一部改定　　令和８年９月１日　一部改定
令和８年６月　１日　一部改定
令和８年６月 17 日　一部改定

－－－－－－－－－－－－契約をする場合は以下の確認をすること－－－－－－－－－－－－

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

＜利用者＞

氏　名	印
住　所	

私は、利用者が指定短期入所生活介護のサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意したことを確認しましたので、私がその署名を代行します。

＜第一身元引受人又は、代理人＞

氏　名	続柄（　　）印
住　所	

＜第二身元引受人又は、代理人＞

氏　名	続柄（　　）印
住　所	